

## 三重県および紀北町における苗木生産事業の特徴

川端俊介<sup>1</sup>・吉野聡<sup>2</sup>・佐藤孝吉<sup>2</sup>

1 東京農業大学大学院林学専攻

2 東京農業大学地域環境科学部

**要旨：**森林の更新は現行の林業経営を見直し、次期林業経営における生産目標や生産期間を決定できる重要な時点である。苗木生産事業は、更新時に次期林業経営に向けて量と質の両面において、次期林業経営の目的にあう苗木を供給する役割を担っている。苗木の供給量や種類を含めた苗木生産計画は、苗木に対するニーズと苗木の生産期間を考慮して行わなければならない。本論文では、苗木生産事業の特徴を県（三重県）および地域（紀北町）の対象範囲の違いから検討した。結果、県レベルでは、植伐傾向をもとに供給量が計画され、種子の購入、生産、配布が実施されていた。地域レベルでは、現場のニーズをもとに柔軟な対応がなされていた。苗木の生産期間の違い、および需要量・供給量の違いによって、それぞれ特徴の違う生産体制で行われていることが分かった。

**キーワード：**苗木生産事業、三重県、紀北町

### Characteristics of seedling production business in Mie Prefecture and Kihoku Town

Syunsuke KAWABATA<sup>1</sup>, Satoshi YOSHINO<sup>2</sup>, Takayoshi SATO<sup>2</sup>

1 Department of Forestry, Tokyo University of Agriculture

2 Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture

**Abstract:** Forest renewal is an important point in reviewing the current forestry management and determining production targets and production periods in the next forestry management. The seedling production business is responsible for supplying seedlings that meet the objectives of the next forestry management, both in quantity and quality, for the next forestry management at the time of renewal. Seedling production plans, including the supply and types of seedlings, must be made taking into account the needs for seedlings and the production period of the seedlings. In this paper, the characteristics of the seedling production business were examined based on the difference in the target area between prefectures (Mie Prefecture) and regions (Kihoku Town). As a result, at the prefectural level, supply was planned based on the tendency to plant trees, and seed purchase, production, and distribution were implemented. At the local level, flexible responses were made based on local needs. It was found that the seedlings were produced in different production systems according to the difference in the production period and the difference in demand and supply.

**Key-word:** Seedling production business, Mie Prefecture, Kihoku-Town

#### I はじめに

森林の更新は現行の林業経営を見直し、次期林業経営における生産目標や生産期間を決定できる重要な時点である。苗木生産事業は、更新時に次期林業経営に向けて量と質の両面において、次期林業経営の目的にあう苗木を供給する役割を担っている。苗木の供給量（生産本数）や種類（例えば、精英樹や特別母樹など指定された品種等）を含めた苗木生産計画は、地域の苗木に対するニーズと供給するまでの苗木の生産期間

を考慮して行わなければならない。

三重県の苗木生産事業は、実生苗を中心に生産され、種苗組合を通して県全体に供給されている。生産本数は、1963年の約9,000万本をピークに2017年には約36万本まで減少している。(2)

そのような中、三重県紀北町ではさし木によるポット苗生産が2000年ごろから試験的に行われ、2013年には年間約10万本生産するに至っている。生産された苗木は、地域を中心に供給されている(1)

本論文では、苗木生産事業の特徴を県（三重県）および地域（紀北町）の対象範囲の違いから検討することにした。具体的には、「苗木生産の種類と本数をどのように決めるのか」、「苗木生産をどのように行うのか」、「生産した苗木をどのように配布して、植栽するのか」に着目して検討を行った。

## II 苗木生産事業の特徴把握の視点と手法

苗木生産事業の特徴を把握するために、苗木生産の一連の流れを①生産本数の計画、②生産、③配布、④植栽の4つの段階に分けた。

着目する視点として、①生産本数の計画では、苗木の生産本数がどのように計画されているのか。②生産では、県内の苗木生産業者の実態がどうなっているのか。③配布では、生産された苗木がどのようにして供給されているのか。④植栽では、苗木の植栽現場にはどのように苗木が届くのか。以上の4つの段階ごとに、三重県および紀北町の特徴を明らかにすることにした。

調査方法は、県レベルが三重県森林組合連合会・三重県林業種苗協同組合連合会と、地域レベルがポット苗生産業者 H・森林組合 O に対しての聞き取り調査を主とし、2019年7月～8月にかけて行った。

## III 三重県の苗木生産事業

県を通じて配布される、林業用種苗の一般的な生産及び流通は、「林業種苗法」や、優良種の需給安定化を目指した1961年の「林業用優良種苗生産需給調整要綱」によって規定されている。(3)

「林業用優良種苗生産需給調整要綱」によると、北海道・東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州と全国を7地区に分け各地区別で林業用種苗の需給調整を行う「地区別需給調整協議会」が開催されることになっている。

「地区別需給調整協議会」では、県の森林組合連合会や国有林などの需要側から造林計画などを基に必要とする林業用苗木の需要量が提示され、供給側からは苗木生産者への生産調査を基に県内で生産可能な苗木生産量が提示される。

次に、調査結果を基にした、三重県の苗木生産事業を図-1に示す。

①生産本数の計画では、需給調整協議会（三重県・三重県森林組合連合会（以後、県森連とする）・三重県林業種苗協同組合連合会（以後、県苗連とする）の3団体で実施）において、林業用苗木の生産本数が計画される。そして三重県は、精英樹や特別母樹など指定

された品種の種子を三重県内の採種園から採取、もしくは県外から種子を購入し、県苗連に販売する。三重県から、種子を買い取った県苗連は、その種子を県内の種苗組合に所属する苗木生産業者に販売する。

②苗木の生産では、苗木生産業者が県苗連から種子を購入して育苗を行う。三重県では、実生による苗木生産が主で、山行き苗になるまでに播種から2～3年かかる。県内の種苗組合に所属している苗木生産業者は12社存在し、2017年度の生産本数はおよそ36万本であった。(2)

③苗木の配布では、苗木生産業者から直接森林所有者に供給されるのではなく、森林組合が間に入り苗木を買い取り、森林組合を通じて森林所有者に供給されている。県内の森林組合の数は12組合であった。

④苗木の植栽では、森林組合を通して供給された苗木を用いて、森林所有者が自ら造林作業を行う場合と森林組合が植栽まで請け負う場合があった。2017年度の県内の造林面積は164haであった。(2)

## IV 紀北町の苗木生産事業

紀北町の苗木生産事業を図-2に示す。

①生産本数の計画では、紀北町内でポット苗を生産しているH社と森林組合Oの2団体で、次年度の植え付け予定面積のデータをもとに生産本数の相談を行い、生産本数が計画されていた。その結果を基に、互いに地域適正のある母樹から、さし木用に穂木を採取し、苗木生産を行っていた。この際、穂木を採取した母樹をもつ森林所有者に対価が支払われていた。

②苗木の生産では、H社と森林組合Oの2団体でポット苗を生産する。H社では年間約10万本のポット苗を、森林組合Oでは年間1～2万本のポット苗を生産していた。紀北町のポット苗の特徴として、さし木で生産されること、作付けから山行き苗になる期間が半年から1年ほどと短いこと、があげられる。2017年度のポット苗の生産本数は、およそ95,000本で、実生苗の生産は無かった。(1)

③苗木の配布では、H社が生産した苗木は自社植栽に用いられる場合と、森林組合Oに供給する場合の2つがあった。森林組合Oは、H社から購入した苗木と、自組合で生産した苗木を森林所有者に供給していた。どちらも苗畑から直接植栽現場に届けられていた。

④苗木の植栽では、H社は自社で生産した苗木を自社で植栽していた。また、森林組合Oを通して配布された苗木は県と同様、森林所有者が自ら造林作業を行うか、森林組合Oが植栽まで請け負っていた。

IV 三重県と紀北町のそれぞれの特徴

三重県と紀北町のそれぞれにおける苗木生産事業の特徴を表-1に示す。

三重県の特徴としては、実生苗が中心のため、播種してから山行き苗になるまでの3年先を見越して苗木の需給調整が行われ、生産本数が計画されていた。県内の苗木生産業者は、12社存在するため、災害などにより数社の苗木が不作の場合、他の業者で賄う事ができる。

また、国や県が指定する品種の種子は県苗連から供給されるため、苗木生産業者が自ら種子を取りに行く必要はなく、安定した量・品種の供給が県によって行われることや、生産した苗木が所定の森林組合によって一定量を買取られる仕組みなどが特徴として挙げられた。

紀北町では、苗木としてさし木のポット苗の利用、ポット苗の特徴である短期間で生産可能なことを活かした生産計画の作成（次年度の植え付け面積の決定後に生産本数の計画が作成）が特徴として挙げられた。また、苗木の生産業者はH社と森林組合Oの2団体で行われているため、一方の苗木が不作の場合、苗木の供給が危ぶまれる恐れがあると考えられた。

その他にも紀北町における特徴は次のとおりである。苗木の品種は、県が指定するものではなく、地域にあった母樹から選抜された品種が使われており、自ら山に入り母樹を選定し、穂木の良し悪しを判断し採取していた。次年度の植え付け面積を基に、苗木が生産され、町内で買取られるため、苗木の過不足が起こりにくくなっていた。生産本数の計画・生産・配布・植栽の4つの全ての段階が、H社と森林組合Oの2団体間における直接のやり取りで実施されていることなどが特徴として挙げられる。

V 考察とまとめ

三重県での苗木生産の形態は、種苗組合を通じて需給調整協議会のもと生産され、指定された品種が供給される苗木の生産形態と、種苗組合には所属せず短期間で地域にあった苗木の生産形態の2つがあることが今回の調査で明らかになった。

三重県では、三重県・県森連・県苗連の3団体で、生産本数の調整・計画がなされ、生産・配布・植栽を組織的に行うことにより、安定的な苗木の供給体制が行われていた。

紀北町では、生産本数の計画、生産、配布、植栽の4つを地域内で完結させる事により、苗木生産業者と森林所有者との距離感が近くなり、現場との連携が取りやすい供給体制が組み立てられていた。2018年から森林組合Oも苗木生産事業に着手し、生産能力の増加、生産技術の進歩が期待される。地域で苗木生産を中心にを行い、地域独自のシステムが確立され始めており、次期林業経営への改善が今後も試みられると考えられた。

謝辞

聞き取り調査や、資料提供などご協力頂いたH社、森林組合O、三重県森林組合連合会、三重県林業種苗協同組合連合会に、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

引用文献

- (1) 川端俊介・吉野聡・佐藤孝吉 (2019) 三重県紀北町におけるポット苗生産の特徴と苗木生産事業の展開。関東森林研究第70巻第1号: p21-24
- (2) 三重県 (1961年~2017年度版) 森林・林業統計書 <http://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci400000212.htm> (2019年10月23日閲覧)
- (3) 林野庁 (1961) 林業用優良種苗生産需給調整要綱 三六林野造第二八一七号林野庁長官

表-1. 三重県と紀北町の苗木生産の特徴の違い

Table-1. Differences in seedling production characteristics between Mie Prefecture and Kihoku Town

項目	三重県(実生苗)	紀北町(さし木苗)
生産本数の計画	生産に3年ほどかかるため、3年先を見越した需給調整を行い、生産本数を計画。	生産は半年から一年ほどで行われるため、次年度の植え付け面積などを基に生産本数を計画。
生産体制	生産業者が12社存在するため、災害などにより数社の苗木が不作の場合、他の業者で対応可能。	生産業者がH社と森林組合Oの2団体のため、一方が不作の場合、苗木の供給が危ぶまれる恐れ。
苗木の品種	国や県を通して指定された品種の種子が供給され、それを中心に生産。	県が指定するものではなく、地域にあった母樹が選抜され、そこから穂木を採取し生産。
苗木の配布先	所定の森林組合に供給	自社消費もしくは、森林組合による供給。
生産本数の計画、生産、配布、植栽	県と県森連と県苗連、苗木生産業者、森林組合および森林所有者によって行われる。	H社と森林組合Oおよび森林所有者によって行われる。

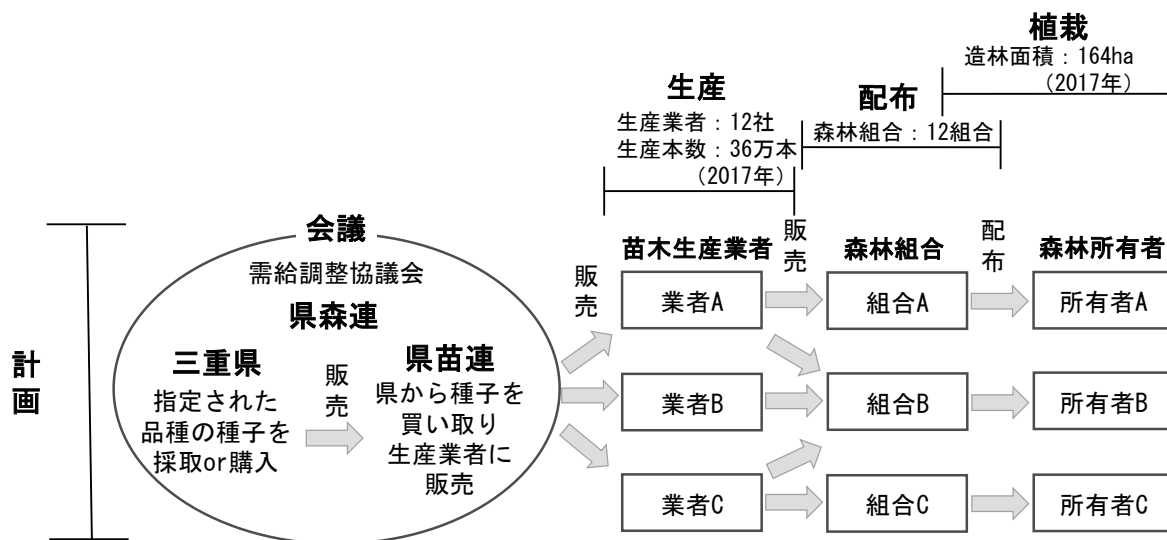


図-1. 三重県の苗木生産事業

Fig.1 Seedling production business of Mie Prefecture

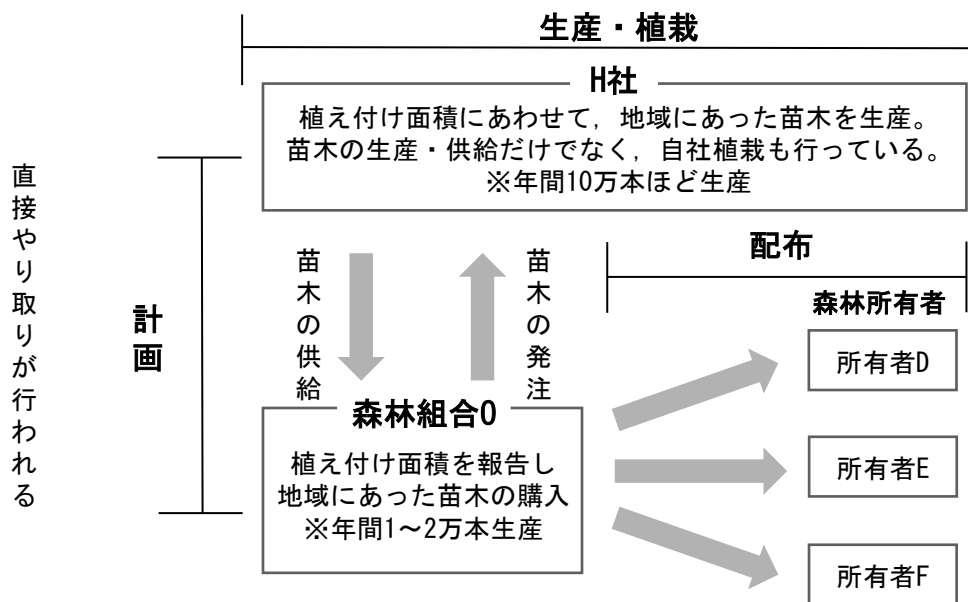


図-2. 紀北町の苗木生産事業

Fig2. Seedling production business of Kihoku Town